

2018年1月4日

米国税制改革「TAX CUTS & JOBS ACT」

米国時間 2017 年 12 月 15 日、両院協議会は先にそれぞれ可決されていた米国税制改革(「The Tax Cuts and Jobs Act」)上院案及び下院案を両院一致法案としてまとめ、その内容を公表しました。上院及び下院が12月20日に両院一致法案に関する採決を可決し、22日にトランプ大統領が署名し、米国の法律として成立しました。改正に関する主な内容は下記のとおりです。

【個人所得税】

- 現状の7税率区分を10, 12, 22, 24, 32, 35, 37%の7区分に再編(現状最高税率39.6%)
- 基礎控除額を現行の2倍となる個別申告\$12,000、夫婦合算申告\$24,000に引き上げ
- 固定資産税、州・地方所得税、または売上税を\$10,000まで個別控除容認(現状は制限なし)
- 子女税額控除を現状の2倍となる\$2,000に引き上げ、そのうち\$1,400まで還付容認
- 住宅ローン金利個別控除を、新規取得コスト\$750,000まで認める
- オバマケアの保険加入義務の廃止
- 個人所得税代替ミニマム税(AMT)は免除対象拡大の上継続

【法人税及び事業体に対する課税】

- 2018年から法人税率21%(現状35%)
- 個人オーナーが自営業・パススルー主体経由で認識する事業所得の20%非課税
 - 2018年1月1日から2025年12月31日までの間に開始する事業年度で適用
 - 人的役務に基づく事業は対象外
- 固定資産の100%初年度償却
 - 中古資産を含む
 - 公共ガス水道電気事業に使用される資産は対象外
 - 2017年9月28日から2022年末までに取得かつ事業供用される資産に適用
 - 2023年は80%の償却となり以降毎年20%減額され2027まで段階的削減
- 法人代替ミニマム税(AMT)撤廃
- 2018年および以降の課税年度に発生する繰越欠損金の繰越期限廃止・繰戻撤廃
 - 2018年1月1日以降開始年度より繰越欠損金の控除制限は課税所得の80%(2018年1月1日以降開始年度に発生する繰越欠損金に適用)
- 支払利子の損金算入制限
 - 調整課税所得の30%を超えるネット支払利息損金不算入
 - 調整後課税所得は2018年～2021年まではEBITDA、2022年および以降はEBITベース
 - 直近過去3年間の平均総収入額が\$25,000,000の小規模事業者は適用除外
 - 2018年1月1日以降開始年度より適用開始

【国際課税】

- 海外子会社(10%以上投資先)からの配当非課税(テリトリアル課税制度)
- 未配当原資累積額に一括課税
 - 15.5%(事業資産に再投資されているケースは8%)
 - 強制みなし配当課税の対象となる保留所得の判定基準日は2017年11月2日又は2017年12月31日時点の利益剰余金でいずれか高い金額
 - 8年間の分割納付可能
- 多国籍企業グループに「Base Erosion Minimum Tax」
 - グループ売上\$500,000,000以上(50%資本関係グループ総額)および Base Erosion Payment が全体の費用の4%以上の米国法人が対象
 - Base Erosion Payment は米国法人が米国外関連会社に行う費用項目および資産取得支出(売上原価は対象外)
 - 通常の課税所得に Base Erosion Payment を加算処理して調整課税所得を算定
 - 調整課税所得に10%(2018年は5%、2026年からは12.5%)乗じた金額が通常の税額を超える金額が「Base Erosion Minimum Tax」

【遺産税】

- 非課税枠を現在の1人あたり\$5,000,000から\$10,000,000に拡大
- 廃止はせずに継続

【本資料に関する照会先】

鈴木 隆司

日本国税理士・米国税理士(EA)

Yamada & Partners USA, Inc.

11620 Wilshire Blvd. Suite900 | Los Angeles, CA 90025

310 254 8215 direct